

令和8年7月25日

ご検討の法人様

東京都港区虎ノ門1丁目1番12号

栗本肇税理士事務所

税理士 栗本 肇



法人税法における少額の減価償却資産の即時の損金算入における 通常の1単位の解釈についての意見書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、お問い合わせを頂きました表題の件につきまして、小職の見解を記載しましたのでご査収の上ご検討の程、宜しく願いいたします。

敬具

記

貴社が、少額の減価償却資産を即時に損金算入する場合には、以下の点が考慮されます。

1. 一の資産の使用可能年数が1年未満であること。

この場合の「使用可能期間が1年未満のもの」とは、法定耐用年数でみるのではなく、その法人の営む業種において一般的に消耗性のものと認識され、かつ、その法人の平均的な使用状況、補充状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であるものをいいます。例えば、テレビ放映用のコマーシャルフィルムは、通常、減価償却資産として資産計上し、法定耐用年数2年で減価償却しますが、テレビ放映期間は1年未満であることが一般的です。したがって、テレビ放映の期間が1年未満のものは、「使用可能期間が1年未満のもの」に該当します。

2. 一の資産の価額が10万円未満であること。

この取得価額は、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します。例えば、応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が1組で取引されるものですから、1組で10万円未満になるかどうかを判定します。また、カーテンの場合は、1枚で機能するものではなく、一つの部屋で数枚が組み合わされて機能するものですから、部屋ごとにその合計額が10万円未満になるかどうかを判定します（1.2国税庁HPより）。

上記2.において言い換えるならば、それらが独立して機能するほかに、複数の集合体となることで「さらに一定の機能が付加される場合」にその集合体をもって「通常の1単位」とするか否かの議論が発生することをいうのであって、複数の集合があっても、それら完全に個々に独立しており、単純に合計されること以外の価値増加が全く存在しないものについては、その個々が「通常の1単位」となる他に議論の余地はないと解釈されると考える。

以上